

9月議会一般質問

2017.9.19 平 あや子

日本共産党議員団の平 あや子です。通告に従い一問一答方式で質問します。はじめに、今年の7月に国連で採択された核兵器禁止条約について伺います。

I 日本政府に核兵器禁止条約への参加を求めよ

国連は今年の7月7日に国連加盟国の122カ国の賛成を得て、「核兵器の禁止に関する条約」を採択しました。広島で被爆したサーロー節子さんが国連会議で「この日を70年以上待ち続けていました」と声を詰まらせた姿は場内に大きな共感と感動を広げました。この核兵器禁止条約のもっとも画期的な点は、核兵器を歴史上はじめて条約によって違法化したことにあります。国連軍縮担当上級代表である中満泉(なかみついずみ)さんは「条約の核心は核兵器を否定し、それを国際法として成文化した点にある」と述べています。禁止条約には世界の英知が結実しており、前文で「ヒバクシャ」や核実験被害者の「容認しがたい苦難と損害」を特記しました。

国連加盟国の6割以上の賛成で採択されたことは、核兵器に「悪の烙印」を押し、違法化する新たな規範を確立したことを意味します。条約に参加していない核保有国とその同盟国も、政治的・道義的な拘束を受けます。

この歴史的な条約について、日本政府はアメリカなど核保有国に追随し国連会議をボイコットし、禁止条約の署名を拒み続けています。日本政府はこれまで、核兵器禁止条約の構想について、少なくとも反対はしてきませんでした。核保有国と非核保有国とのあいだを、唯一の被爆国としてつなぐ役割を果たすというのが、公式の立場でした。今回、日本政府は反対に回った理由として、「核保有国が参加しないままで核兵器禁止条約をつくることは、核保有国と非核保有国のあいだの溝を広げ、分断を広げる」と言っています。しかし、日本政府の反対表明によって、これまで建前だけでも「調停役」の振りをしてきた国がなくなり、分断はさらに広がったのではないのでしょうか。国連の議場には、日本が座る予定だった席に、「あなたがここにいてほしい」と英語で書かれた折鶴が置かれました。唯一の被爆国であるにもかかわらず、核兵器禁止の世界の流れに逆らう日本政府の姿勢は国際社会の失望と批判を集めています。そこで市長に伺います。

・唯一の被爆国でありながら、核兵器禁止条約の参加に否定的な日本政府の姿勢について市長の認識を伺います。

今年の8月7日から10日まで、長崎市において平和首長会議が開催されました。同会議の総会では、7月に国連で核兵器禁止条約が採択されたことをうけて、安倍晋三首相に対し、「核兵器廃絶にむけた取組の推進について」の要請を採択しました。要請は、今年の禁止条約採択を「心から歓迎します」と述べたうえで、「この条約の締結を促進するとともに、条約が十分に法的実効性をもつものへと育てていくことが重要」だと指摘しています。平和首長会議は4年に一度の開催ですが、今回篠田市長も初めて参加され、「核兵器廃絶へ、誓い新たに長崎での平和首長会議に参加」というタイトルで内容が市のホームページに掲載されています。8月9日付けの市長の公式フェイスブックでは「非核平和都市を宣言している新潟市として運動の輪を広げたいと思います。」とのコメントがアップされています。そこで伺います。

・非核平和都市を宣言している新潟市として、核兵器廃絶に向けて今後具体的にどのような取り組みをしていくつもりなのか、伺います。

新潟市は今から12年前、平成17年10月10日に非核平和都市であることを宣言しました。その宣言文の中では、新潟市が広島・長崎と並ぶ原爆投下予定地のひとつであったこと、原爆を恐れ市民が一斉避難した日があったことが述べられ、「わたしたちの暮らす北東アジアでも緊張関係が続き、核兵器の脅威が強まっています。わたしたちは、核兵器の不拡散、そして廃絶を強く訴えます。」と続きます。12年前に宣言されましたが、まさに今に生きる言葉です。

私は北朝鮮による核実験などの軍事挑発がエスカレートする今、日本が核兵器禁止条約に参加することは宣言でも謳われている「日本海を平和の海に」する大きな力になると考えます。そこで質問ですが、

今後も平和首長会議に積極的に参加することと合わせ、

・本市としても独自に国へ核兵器禁止条約に参加するよう強く要請していくべきと考えますが、どうでしょうか。

今問題になっている北朝鮮の核・ミサイル開発でも、アメリカなどが核兵器という抑止力に頼る限り、際限のない核軍拡競争、そして一触即発の緊張が続きます。篠田市長も署名された、核兵器廃絶の国際署名である、「ヒバクシャ国際署名」には、9月12日現在、全国で865人もの自治体首長が賛同しています。明日9月20日から国連では、核兵器禁止条約への各国の署名が開始されます。

署名が始まる 20 日から 26 日までの一週間、核兵器禁止条約を市民で後押しするピースウェーブ、平和の波行動が世界各地で取り組まれます。新潟市民を核の脅威から守るためにも、市長に廃絶に向けたあらゆる行動をとって頂くことを強く求めて、次に、奨学金の問題について質問します。

Ⅱ 奨学金制度の拡充を

日本の高等教育は、高学費の上に、奨学金も貸与・ローンの制度があるのみで、学生、保護者に多額の負担を強いています。特に近年、家計収入が減少するなか、学生、保護者の負担も限界を超え、進学を断念する人も少なくありません。この二十年間に、奨学金は貸与額で約 5 倍、貸与人員で約 4 倍と急速に拡大し、いまや学生の二人に一人は奨学金を借りています。一方で、中間層の所得が減少し、貧困層が拡大し、学費の値上げもあり、若者自身が借金をしなければ大学に進学できない社会に急速に変わってしまいました。卒業後の雇用、収入は不安定で、貸与型の奨学金の返還ができない人が増加し、社会問題にもなっています。

2016 年の厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によれば、20～24 歳の賃金は、正規雇用で 20 万 8 千円、非正規雇用で 18 万 2 千円です。奨学金の返済は卒業後 6 か月後には始まりますので、この中から、社会保険料などのほか、奨学金の返済を、少なくとも 1 万円、多ければ 3 万円以上することになります。20 代前半の非正規雇用率は、男性で 39.2%、女性で 45.1%です。男性の非正規では、40 歳代でも月 21 万円ですから、そうした給料にもかかわらず 20 年間毎月返済することになります。

返済が困難になると、延滞した奨学金返済は債権回収専門会社によって回収業務がおこなわれます。滞納が 3 か月を過ぎると、「ブラックリスト」に登録され、カードを作れない、ローンが組めないなど、社会生活にさまざまな影響が及びます。また、滞納すると、すぐに延滞金が課せられますので、少しずつ返してもなかなか元本が減りません。日本学生支援機構の調査でも、滞納者の 80%が年収 300 万円未満ですから、返そうと思っても困難な人たちです。容赦なく延滞金を付け、必死に返済をしてもなかなか元本が減らないというシステムは、どうして奨学金の名に値しないのではないのでしょうか。そこで教育長に伺います。

・激変した社会状況のなかで、多額の奨学金返済が若者を苦しめている実態について市の認識を伺います。

返済が不能な人には、返還期限猶予という制度もあります。年間収入金額が 300 万円以下の給与所得者は返済を先延ばしにすることができます。しかし、返

済額が減るわけではありません。問題なのは、その期限が10年間だということです。つまり、その後どんなに収入が少なくても、たとえ無収入であっても、返済をしなければなりません。質問です。

・若者の人生を追い詰める国の貸与型奨学金の返済について、本市として独自の助成制度を早急に創設すべきと考えますが、どうでしょうか。

奨学金がほかの借金と違うのは、将来の仕事や収入の見込みがわからない状態で利用することです。大学入学時に、将来の収入を予測することはむずかしいのですから、返済困難に陥った場合にそれを救済する制度は必要不可欠ですが、現状の国の制度は極めて不十分です。

先の通常国会で、独立行政法人日本学生支援機構法改正案が全会一致で成立し、新たに給付型奨学金制度が創設されました。

給付型奨学金の創設は、日本共産党も長年にわたり、その創設を求め、実現を迫ってきたものでした。しかし、新たに創設された制度は、給付型といいながら、支給対象、返還規定などさまざまな問題があり、安倍総理が1月の通常国会の施政方針演説で宣言した「誰もが希望すれば、進学できる環境を整える」にはきわめて不十分です。

新たに創設される制度の最大の問題は、家計基準が住民税非課税世帯で、成績優秀者に限定されており、支給の対象があまりにも少ないことです。

また、政府の給付型奨学金は、国立大学に通う学生の場合は、減額されるか支給されません。さらに、「学業に励まず学業成績が著しく不振な者や学生としてふさわしくない行為を行う者については、返還を求める場合がある」として、奨学金を返還させることを明記しています。しかし、生活保護世帯など低所得世帯の学生は、奨学金だけでは足りずアルバイトを掛け持ちするケースが多いため、中退率が高いのが現実です。学生全体のバイト就労率は7割を超えています。

この中には、『ブラックバイト』といわれる無理なシフトを課せられる学生も少なくありません。アルバイトのために授業に出られない、試験を受けられないなど深刻な事態さえ起きています。3月の衆院文部科学委員会に参考人として出席した、労働者福祉中央協議会事務局長も、「奨学金の打ち切りや返還といった手段に至る前に、こうした学生の実態を踏まえた丁寧な相談体制を取っていただきたい」と訴えました。

以上のように、新たに創設された国の給付型奨学金制度は、給付型といいなが

ら、支給対象、返還規定など様々な制約があります。そこで伺います。

・より多くの若者が給付型奨学金を受給できるよう、国に制度拡充を求めるべきと考えますが、どうでしょうか。

高校生が、全国の私立に通う高校生に学費問題や18歳選挙権への意識などを調査した「全国高校生1万人アンケート」では、学費負担の深刻な実態が寄せられています。アンケートには全国の1万4371人の生徒が回答しましたが、経済的理由で大学進学できないと回答した生徒が1437人と約10%にも上りました。10人に1人は家庭の事情で進学を諦めているということになります。

私立高校の学費負担については、「親の負担に後ろめたく思う」などの回答が約80.9%に及んでいます。高校生たちが「切実だと感じる社会問題」については、「高校の学費」が33.3%。「大学進学と奨学金」36.4%。「非正規雇用・長時間労働」26.7%となっています。また、「大学奨学金について考えること」という問いに対しては、「給付型奨学金を増やして」が59.8%となっています。

私たち共産党議員団に寄せられた相談には次のような事例もありました。

新潟市で今年の4月から保育士として働き始めたが、高校時代と専門学校の頃に受給していた2種類の奨学金の返済が毎月5万円にもなり、手取り15万円から5万円を奨学金返済にあてると、残り10万円でアパートの家賃や食費、水光熱費などやりくりしなくてはなりません。生活は大変ですが、本人は「友達もみんなこんな状況だからやるしかない」と言っています。しかし、総額300万円近くにもなる奨学金を返済するには、毎月5万円フルで返済しても5年かかります。自分が生活するだけで精いっぱい、結婚、出産ということは到底考えられないとのことでした。

新潟県は、来年度から給付型奨学金を実現するため今年度予算で5億円の基金を計上しました。米山知事は8月1日に行われた北陸の高校教職員組合との懇談のなかで、「予定では対象は大学進学者の5%、5億円だが、政治的・社会的合意を得て一步一步進めたい」と発言しています。

このような県独自の取り組みは高く評価しますが、新潟県全体の高校生の大学進学率は、県の調査によれば47.7%。新潟市内の高校生の大学進学率は、56.1%であり、高校生の二人に一人が大学に進学し、学生の二人に一人は奨学金を受給せざるを得ない実態を踏まえれば予算規模としては少ないと言わざるを得ません。

質問です。

新潟市の将来を創る若者たちが安心して進学できるよう、実態調査することとあわせ、

・経済的事由により就学困難な本市の若者に対し、市としても独自の給付型奨学金制度を創設すべきと考えますが、どうでしょうか。

本市では平成28年度から返還特別免除制度の拡充が行われ、市内の高校3年生への周知を強化した結果、大学生の新規貸付実績が平成29年度現在で106件となり、前年度74件に比べて、32件も増えました。新潟市奨学金制度の申請受付期間は6月12日からわずか1か月であるにもかかわらず、全体の募集人数120人を超える結果となりました。この実態からみれば、市内で奨学金を受給したいという若者が多くいることは明らかです。

質問です。

再質問：今ある新潟市の奨学金制度についても、返還特別免除制度の低学年からの周知徹底、奨学金受給対象者の拡大や返還特別免除額の拡大のため、予算枠のさらなる拡充が必要と考えますが、どうでしょうか。

先ほど紹介しました全国高校生1万人アンケートの自由記述欄には、次のようなコメントが寄せられました。「両親とも、仕事を遅くまでしたり、土日出勤が増え、妹が2歳の時から我慢ばかりをしており、弟も進学をあきらめ就職を考えています。私自身がクラブ活動でも遠征などが多く、お金がかかっていたため、家の借金が増え、毎日両親が怒鳴り合っています。持病の治療費も払っていない。」との声や、

「親が、私が体で稼いでいることを知ってから、本業とバイトを掛け持ちしました。精神安定剤が欲しい。こんなにお金に苦しむなら死にたい。」という深刻な訴えもありました。

教育長にお聞きします。

再々質問：高校生にとって学費の負担は将来を左右する深刻な問題です。一体新潟市でどのくらいの高校生が奨学金を必要としているのか。家庭の経済的な事情で進学を諦めざるを得ない高校生の実態をつかむため、奨学金についてアンケート調査くらいする必要があるではありませんか。

世界一高い学費を押し付けられ、奨学金という名の多額の借金を負わされ、ブラックバイトで大学生活も自由に送れず、卒業後は劣悪な労働現場で働かされ、それでも奨学金返済ができないと「借りたものは返すのが当然だ」と責められる。返済という圧力のなかで、結婚も出産もできないという若者が増えています。この現実をしっかり目を向け、今ある貸与型奨学金制度の拡充はもとより、市独自の給付型奨学金制度の創設を行い、本市の若者の未来を本気でサポートして頂きたいということを強く申し上げ、次の質問に移ります。

Ⅲ 受動喫煙防止対策の更なる強化を

最後に、前回反響が大きかった受動喫煙防止のさらなる強化について質問します。

① 新潟市健康づくり推進基本計画第2次「スマイル新潟ヘルスプラン」では、たばこ・アルコールの項目で、市民の行動目標に「受動喫煙の防止」が重点的に取り組む目標として挙げられており、行政の取り組みとして「市役所関係庁舎の全面禁煙を目指します。」とあります。そこで伺います。同項目の指標では、

・本市は行政機関における「受動喫煙の機会を有する者の割合」を平成30年度には0%にする、つまり行政機関では受動喫煙はゼロという目標値を掲げていますが、実現の見通しについてはどうなのか伺います。

② 次に、新潟の玄関口である新潟駅前万代口の喫煙所付近における受動喫煙の問題についてお聞きします。市民からの苦情も多く、所管している廃棄物対策課も改善をはかっていますが、やはり受動喫煙を防止することはできません。

・多くの市民や観光客が行き交う公共の場である、新潟駅前万代口の喫煙所は廃止すべきと考えますが、どうでしょうか。

再質問：現在の喫煙所では空間分煙ができず、受動喫煙は防げません。先ほども申し上げたように、本市は健康づくり推進基本計画で市役所関係庁舎内における受動喫煙を平成30年度までにゼロにするとしています。受動喫煙防止の立場から、大勢の市民が行き交う公共の場である新潟駅前万代口の喫煙所を廃

止することは当然ではないでしょうか。

③ 最後に、新型タバコ（加熱式電子タバコ）の危険性について伺います。

7月4日、日本禁煙学会が禁煙の場所での加熱式電子タバコの使用を禁止する要望書を厚生労働大臣、財務大臣宛てに提出しました。要望書では、スイスの医学者がフィリップモリス社の加熱式電子タバコ、アイコスで調査を行ったところ、実際に紙巻きタバコと同様のニコチン、発がん物質のベンゾピレンなどが煙の中に見いだされ、一部の発がん物質はタバコよりも高濃度であったと指摘されています。同学会は7月21日には「加熱式電子タバコ」は、普通のタバコと同様に危険であり、受動喫煙で危害を与えることも同様で認めるわけにはいかないとする緊急警告を発表しています。

そこで質問です。

・本市での受動喫煙防止対策を進めるにあたって、新型タバコについても早急に規制対象に加えることを検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

再質問：9月7日には、2020年東京五輪・パラリンピックに向け、東京都が屋内を原則禁煙とする罰則付きの受動喫煙防止条例を制定する方針であることが明らかになり、9月9日の小池東京都知事の記者会見では、受動喫煙防止条例の具体案とスケジュールが発表されました。具体案では、加熱式たばこについても規制の対象としています。東京都のように、人体に有害であることが明らかでない新型タバコが蔓延する可能性・危険性を防ぐことが行政の責任ではないでしょうか。保健衛生部長、いかがでしょうか。

私たち共産党議員団はこの8月、市町村レベルで初の受動喫煙防止条例を制定した北海道美唄市を視察してきました。JR美唄駅構内は全面禁煙化され、駅前では路上喫煙やポイ捨てもなく、安心して子どもを連れて歩ける環境が整備されていました。本市も市民の命と健康を守るため、受動喫煙防止に本腰を入れて取り組むことを求めて私の質問を終わります。